

保護者のみなさまへ

大阪市教育委員会

学校給食費の取扱いについて

学校給食の実施にあたりまして、平素からご協力いただきありがとうございます。
令和 8 年度からの学校給食費を下記のとおり取り扱いますので、お知らせいたします。

記

1 学校給食費について

児童生徒の学校給食費については、全員全額無償とする学校給食費の無償化を令和 5 年度から本格実施しております。なお、生活保護、就学援助受給者は引き続き全額無償化措置の対象とせず、それぞれの制度により支給される学校給食費の徴収にあたっては、教育委員会において各制度所管より徴収するため、みなさまから学校給食費を徴収することはありません。

また、食材費である学校給食費について、昨今の物価高騰に対応し、給食水準を確保しながら食育の観点をふまえた多様な献立の作成を行うため、一食あたり小学校で 50 円、中学校で 60 円の増額改定を行います。

2 学校給食費の改定内容について

(1) 改定額

区分	1 食あたり単価 (値上げ額)
小学校及び義務教育学校の第 1 学年及び第 2 学年の児童	3 3 7 円 (5 0 円)
小学校及び義務教育学校の第 3 学年及び第 4 学年の児童	3 4 0 円 (5 0 円)
小学校及び義務教育学校の第 5 学年及び第 6 学年の児童	3 4 3 円 (5 0 円)
中学校の生徒並びに義務教育学校の第 7 学年、第 8 学年及び第 9 学年の生徒	4 1 0 円 (6 0 円)

(2) 改定時期

令和 8 年 4 月分から